

訓読みで読む
職場の人間学としての

十七条憲法

弁護士安達悠司

訓読みで読む職場の人間学としての十七条憲法

弁護士 安達悠司

◆第1条◆ やわらぎ

いつくしきのりとをあまりなをち
憲法十七條
ひとつ いは やはらぎ もつ とうと な さか な むね せ
一に曰く、和を以て貴しと為し、忤ふること無きを宗と為よ。
ひとみなたむらあ またさと ものすく これ もつ ある きみかぞ したが
人皆党有り、亦達れる者少なし。是を以て、或いは君父に順はずして
ま さととなり たが しか かみやは しもむつ こと あげつら かな
乍た隣里に違ふ。然れども上和らぎ、下睦びて事を論ふに諧ふとき
すなは ことほりおのづか かよ なにごと な
は、即ち事理自らに通ふ、何事か成らざらん。

聖徳太子は推古天皇十二年（西暦604年）4月、憲法十七条を作りました。

この憲法は、わが国で初めて「憲法」と名づけられたもので、当時は「けんぼう」ではなく「いつくしきのり」と読まれ、冠位を授けられた者に対する服務心得として作られたと言われています。前年12月には、冠位十二階を定め、翌月施行しており、この冠位十二階の制定とほとんど時を同じくしています。

この憲法は、現代の「憲法」と全く同じ性質の法律とみることはできませんが、その思想や規範の内容は現代に通ずるものがあります。「憲法十七条」は聞いたことがあっても、その中身までよく知らない人は多いのではないかと思います、まず第1条をご紹介しますと思います。

第1条は「和を以て貴しと為し」から始まります。このフレーズをご存じの方も多いのではないかと思います、実は「和」は「わ」ではなく「やはらぎ」と読みます（発声としては「やわらぎ」になります）。当時は漢字を「やまとことば」で読み下していたからです。「やまとことば」とは今の「訓読み」に当たります。だから「やはらぎをもってとうとしとなし」と読むのが正しいのです。

では、「和（やはらぎ）」とは何でしょうか。これは、なごやかな状態、仲睦まじくしている状態、やわらいだ空気と考えればよいと思います。憲法十七条は役人の心得として定められたものですから、現代でいえば、役所や職場（会社）のルールとしても十分通用します。つまり、仕事をする上では、ピリピリした空気、ぎすぎすした雰囲気というのはダメですよ、なごやかで、むつまじく、やわらいだ雰囲気が大事ですよ、ということが述べられています。以下訳していきます。

職場においては、なごやかな雰囲気、やわらいだ空気が最も大切であり、ぎすぎすしたり角が立つような状態が決してないようにしましょう。

次に「人皆党有り」というのは、「党」は「たむら」と読みます。たむろすると同じ意味です。人は皆群れを作りたがるという意味ですが、次の「さとれる者少なし」と対になって、ずば抜けて聡明ではなく、自分の利害や考え方にとらわれてしまいがちであるという意味でもあります。訳すと次のようになります。

人間は皆自分の利害や考えにとらわれがちであり、ものすごく聡明な者は少ないのですから、上司や親の言うことを聞かず、また家中村ごとに考え方も違います。

次の、「上和らぎ下睦びて」は、上司が和らぐことで部下が睦まじくなることを言います。和やかな雰囲気を作り出すことで、心が通い合い、互いに話がうまくできるようになり、物事を成し遂げることができるという意味です。以下訳します。

しかしながら、上司がなごやかな空気を作り出すことで、部下も皆むつまじくなり、議論をするときもなごやかな雰囲気があれば、お互いの考え方が自然と通じ合い、どんな事業でも実現することができるようになります。

これは、まさに現代に通じる職場の哲学ということができましよう。

まとめると、次のようになります。

「第一条 職場では、なごやかな雰囲気、やわらいだ空気が最も大切です。ぎすぎすしたり角が

きみのたま 君 言 ふときは やつこらうけたまは 臣 承 り、上 行 ふときは しもなび 下 靡 く。故に ゆゑ 詔 を みことのり 承 うけたまは
かなら りては 必 ず つつし 慎 め、 つつし 謹 まずんば おのず 自 己 から やぶ に 敗 れなむ。

第三条は「みことのり」と「つつしみ」がテーマです。

「詔」は「みことのり」と読み、天皇陛下のお言葉のことを言います。「のり」は「宣る（のる）」つまり述べることを言います。神社の「祝詞（のりと）」は神に述べる言葉のことを言いますし、「祈り（いのり）」は「意（い）」を「宣る（のる）」、思いを言うことから来ています。名前を言うことを「名乗る（なのる）」とも言いますね。詔は「みこと」＋「のり」であり、「みこと」は皇室の尊称と考えると、天皇陛下のお言葉という意味になります。

天皇陛下のお言葉を受けたときは、必ずつつしみなさい、ということが書かれています。では「つつしむ」とはどういうことでしょうか。「つつしむ」は「つつむ」から来ており、たくさんの着物を身にまとうイメージです。女性が妊娠した初期のころ、体を冷やさないように衣服をしっかり身にまとい、食事も行動も控えめにするのを、母のつつしみと言います。「包み隠さず話す」などと言いますが、その逆で、正装して着物でしっかり体を覆い、包み隠すわけです。結婚式や式典などで、たくさんの衣装を身にまとい、厚化粧をし、袴、袴、冠を身に付けると、軽々しく動いたり話したりすることができなくなり、すべての行動が慎重になりますね。そのように、たくさんの着物をきちんと身にまとい、すべての行動について慎重になり、本当に必要な行動は何かよくよく考えてから行動しようという心の状態を「つつしむ」といいます。

だから、天皇のお言葉である「みことのり」を受けたときは、臣（やつこら、または、おみ、とみとも言います。）は、「つつしむ」、つまり、天皇陛下はどのような意味で言葉を発せられたのだろうかという推し量り、これまでの自分の考えや行動は間違っていないかどうか、あるいはこれからしようとしていることは間違っていないだろうかという謙虚な気持ちで行動を慎重に考え直しなさいということなのです。以下訳します。

天皇のお言葉を承ったときは、必ずつつしみなさい。どのようなお気持ちでお言葉を発せられたのかをよく考え、自分の考えや行動に間違いがないか、謙虚な気持ちで考え直し、臣下としてのふるまいに十分気を付けるようにしなさい。

この後は、天皇を天（あめ）、臣下を地（つち）に例えています。

天皇を天（あめ）、臣下を地（つち）と例えることができます。天（あめ）が地（つち）を覆い、地（つち）が天（あめ）を載せることで、時が流れ、気が通い、ものごとが生み成されてゆきます。地（つち）が天（あめ）を覆うことを望むようになると、ものごとは壊れてしまうだけです。

そして、君と臣の関係、それから上司と部下の関係へとつなげて説明されます。臣の中にも上司と部下がいます。臣の上司が、天皇のお言葉を承り、つつしんで行うことで、臣の部下も、これになびき従うようになるという話です。部下を従わせるために、上司が天皇のお言葉に対して「つつしむ」ことが重要なポイントになります。

したがって、天皇がお言葉を発せられたときは、臣下はこれを承り、臣下の上司がつつしんで行うときは、部下も従うようになります。ですから天皇のお言葉を承ったときは、必ずつつしみなさい。上司がつつしまなければ、部下も言うことを聞かず、物事がうまくいかなくなるでしょう。

天皇一臣（上位）一臣（下位）という関係のもと、上級の冠位の者を念頭において説かれていますと考えられます。現代の職場でも、社長―上司―部下と置き換えることができます。つまり、

は、相手に敬意を払うということであり、へりくだるということです。自分が上に立とうとせず、相手を立てるということです。これは、気持ちだけでなく、具体的な行動が伴います。おじぎをする、頭を下げる、深々と礼をする、話を丁寧な態度で聞く、感謝の言葉を述べる、などの相手を上に見るための具体的な行動として現れるものが「うやまひ」です。

「うやまひ」に「禮」(礼)という漢字が充てられたのは適切だったと思いますが、「うやまひ」はただ単に礼をするをいうのではなく、相手を上に見るすべての行動を言います。一度、そのような意識で行動してみると、「うやまひ」が実感できるのではないかと思います。

では、最初の2文を訳します。

あらゆる冠位を持つ者は、「うやまひ」を行動の基本としましょう。「うやまひ」とは、お辞儀をする、頭を下げる、へりくだる、相手の話を丁寧に聞く、感謝の言葉を述べるなど、相手を上に見るすべての行為をいいます。民を治める基本はすべて「うやまひ」にあります。

次の文は、上司と部下について述べています。上司に「うやまひ」がなければ、部下は大切にされているという実感が持てず、上司が部下を掌握することができません。また、部下に「うやまひ」がないと、礼儀や注意を欠くわけですから、必ず何らかの罪を犯してしまいます。

上司が「うやまひ」をしなければ部下をまとめることができず、部下に「うやまひ」がないときは必ず何かの罪を犯してしまいます。

最後の文は、役人全員から庶民に至るまですべての人を対象にしています。群臣は「まちきみたち」つまり役人のことを言います。「位次」は「くらのついで」と読み、冠位の順序、上下関係という意味でよいと思います。「百姓」は「ひやくしょう」ではなく、「おほみたから」と読み、役人ではないすべての民のことを指します。民は大切な宝という意味に読むのも面白いポイントです。

中国には「礼記」「孝経」「論語」など「礼」について書かれた古典はたくさんありますが、聖徳太子の十七条の憲法で特徴的なのは、一般の庶民にも「礼」を求めていることです。中国の古典では「礼は庶人に下らず」とあり(礼記・曲礼篇)、礼はあくまで主君や官僚に求めるものであって、庶民に求めるものではありませんでした。聖徳太子は、中国思想の「礼」に限定して考えたのではなく、日本古来の「うやまひ」(礼)という観念としてとらえていたために、一般庶民にも「うやまひ」を求め、互いに相手を尊敬する行動に基づいた国づくりを目指したと考えられます。

また、「国家」は「あめのした」と読みます。「自から治まる」とは、自然と治まってゆくということですが、「自治」と書いて「おのづからおさまる」と読むのは新鮮な響きがあります。「地方自治」や「自治会」という言葉として今も「自治」という言葉が使われていますが、そのばあい、市町村や自分たちの会を「みづからおさめる」という意味で考えてしまうことがほとんどです。しかしながら、「うやまひ」を持っていれば、「自治」は「おのづからおさまる」という発想に変わってゆくことも面白いポイントではないかと思います。

最後の文を訳します。

したがって、役人に「うやまひ」があるときは上下関係が乱れず、庶民に「うやまひ」があるときは、互いに相手を立てて行動しあうようになるので、国中が自然とうまく治まってゆくのです。

いかがでしたでしょうか。第四条になると、冠位を持つ者の行動哲学から出発して、全ての役人(群臣)や一般庶民(百姓)にも「うやまひ」の大切さを説いており、国中が自然とうまく治まりゆくという理想を語っています。ここまできると、十七条の憲法は冠位を持つ者だけにとどまらない、国中の民に向けた教えであることが分かってくるのではないのでしょうか。

まとめると、次のようになります。

「第四条 あらゆる冠位を持つ者は、「うやまひ」を行動の基本としましょう。「うやまひ」とは、お辞儀をする、頭を下げる、へりくだる、相手の話を丁寧に聞く、感謝の言葉を述べるなど、相手を上に見るすべての行為をいいます。民を治める基本はすべて「うやまひ」にあります。上司が「うやまひ」をしなければ部下をまとめることができず、部下に「うやまひ」がないときは必ず何かの罪を犯してしまいます。したがって、役人に「うやまひ」があるときは上下関係が乱れず、庶民に「うやまひ」があるときは、互いに相手を立てて行動しあうようになるので、国中が自然とうまく治まってゆくのです。」

◆第5条◆ 訴えを聞く

いつ いは あぢはひのむさぼり た たからのほしみ す あきら うたえ わきま そ
 五に曰く、 饗 を絶ち 欲 を棄てて、明 かに訴訟を 辨 へよ。其
 おほみたから うたえ ひとひ ちわぎ ひとひ なほしか いは とし かせ
 れ百 姓の 訟は、一日に千事あり。一日すら尚 爾るを、 況んや歳を 累ねて
 このごろ うたえ おさ もの くぼさ え つね な まいない み ことほり まを
 をや。 頃、 訟を 治むる者、 利を得て常と為し、 賄を見て 讞を 聴す。
 すなは たからあ うたえ いし みづ な ごと とも ひと うたえ
 便ち財 有るもの 訟は、石をもて水に投ぐるが如く、 乏しき者の 訴は、
 みづ いし な に これ もつ まず たみ すなは よるところ し やつこ
 水をもて石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民、 則ち所 由を 知らず、 臣
 みちまたここ か
 の道亦焉に闕けぬ。

第五条のテーマは「うたえ」（訴訟）です。

現代では「訴訟」と書いて「そしょう」と読み、「訴え」と書いて「うったえ」と読みます。訴訟を提起する、訴えを起こすというように、裁判所で裁判を申し立てるときに使う言葉です。「訴えてやる」というフレーズでも使われますね。

ところで、第一条の解説でも書いたように、十七条の憲法は基本的に訓読みをします。「訴訟」は音読みになります。では訓読みするとどうなるのでしょうか。「訴」も「訟」も同じ「うったえ」という意味であり、「訴訟」を訓読みすると「うったえ」になります。そして、当時の読みとしては、「うたえ」、「うたへ」または「うつたえ」となります。ここでは「うたえ」と読んで先に進めます。

「うたえ」（訴訟）は、「心に訴える」と今も使うように、自分の困りごとや意見をお上や相手に強くうったえかけることから、「うたえ」と言います。語源を考えてみると、心に強く感じたことをことばにして表現することを「うたふ」（うたう）と言い、心に強く感じたものをことばにしたものを「うた」と言いますね。この「うた」＋「え」で、「うたえ」となったのではないかと考えられます。「え」は、「いくえ」（幾重）、「やえ」（八重）と使われるように、繰り返し重ねるものと言います。心に強く感じたものを言葉で表した「うた」を、何度も何度も繰り返し主張することから、「え」が付いて、「うたえ」となったのではないかということです。

相手を訴えるということは、よくよくのことですから、非常に辛い思いをした、非常に苦しい思いをした、非常に大変な目にあつたということです。そうした思いや出来事は、心を強く揺さぶり、苦しみや辛さとしてことばに出さずにはいられません。これは悲しみの「うた」、苦しみの「うた」となります。しかも、相手や、周りの人や、裁いてもらう人に対して、自分の思いを聞いてもらわないといけないので、一回だけではなく、何度も何度も同じ話をしなければなりません。ですから「うた」を重ねる（重ねるという意味の「え」）必要があり、「うたえ」というようになったのではないのでしょうか。

また、自分の気持ちをうまく伝える必要もあることから、「うたえ」が、うまく「つたえ」るものとして、「うつたえ」とも言うようになったのではないかと考えられます。

だいぶ語源の話が長くなりましたが、このように、古代にも様々なトラブルがあり、「うたえ」の数も相当多かったと考えられます。

聖徳太子は、饗（あぢはひのむさぼり）を絶ち、欲（たからのほしみ）を捨てて、明らかに「うたえ」をわきまえるよう説いています。これは、第二条の仏教に基づき欲を抑えるという教えとつながります。

続けて、「うたえ」は、1日に千事ありと述べています。この「千事」は、非常に多くの数を意味するのか、1日1000件の事件があると文字通り受け取ってよいのかわかりませんが、とにかく聖徳太子の時代にも裁判は多かったようです。

ちなみに、現代（令和元年）、わが国の裁判所に新しく持ち込まれる事件の数は、1日約1万件です。年間では約360万件になります。

聖徳太子の時代では、人口も今ほど多くなかったと考えられますが、1日1000件でも現代の10分の1ですから、意外と1日千件くらいの件数だったのかもしれない。

まず、3つ目の文まで訳します。

むさぼりや欲をなくし、訴えを公平に審理しましょう。庶民の訴えは1日千件もあります。1日すらそうであり、ましてや年を重ねると非常に多い件数になります。

では、聖徳太子の時代の裁判は、どんな方法で行われていたのでしょうか。

これについて、聖徳太子より少し前である、欽明天皇の時代には、「盟神探湯（くかたち）」と言って、煮えたぎった湯の中に争っている者がそれぞれ手を入れて、焼けただれたかどうかで、罪のあるなしを判断するという「神判」がされていたという記述があります。

これは、今の時代からみると、神がかり的、呪術的に見えてしまい、合理的ではないように思いますね。

こうした盟神探湯（くかたち）などの記述をみて、聖徳太子の時代が暗黒裁判だったかのよう考える人もいますが、私はそうは思いません。

まず、全ての裁判で盟神探湯が行われ、暗黒裁判だったとしたら、朝廷が扱う裁判の件数が非常に多くなるとは考えられません。また、聖徳太子の十七条の憲法をここまで読んでいただくと分かると思いますが、非常に合理的で深い思想のもとに書かれており、そのような時代であっても、神がかり的な神判だけで済ませていたとはとても思えません。また、第五条には、賄賂のことが書かれており、神判では賄賂をもらってもどうにもなりませんし、話を詳しく聞く必要もないわけです。

ですから、聖徳太子の時代には、既にそれなりの法が定められ、双方の話聞き、法にしたがったある程度合理的な裁判がなされていたのではないかと考えられます。

「盟神探湯」（くかたち）が使われたこともあったかもしれませんが、全件ではないでしょうし、本当に審理不能な事件や、耳目を引くような事件に限られたのではないのでしょうか。また、聖徳太子の時代くらいになると、あえて神がかり的な「盟神探湯」を試みようとすることで、嘘を言っている人は、手が焼けただれるのを恐れて白状するという効果もあったかもしれません。

ともかく、神判ではなく、合理的裁判を行うようになると、裁判を行う役人の裁量が非常に大きくなってきますから、役人の能力・力量の問題や、公正さの問題が出てきます。そこに、賄賂が横行する危険が出てきます。聖徳太子が賄賂を懸念しているのは、まさにこのような合理的裁判が行われるようになっていたからではないかと思えます。

「利」は「くぼさ」と読み、利益のこと、「賄」は「まいない」と読み賄賂のこと、「讞」は難しい字ですが「ことわり」と読み、言い分のことと考えればよいと思います。

次の3文を訳します。

この頃、訴えを判断する者が、利益を得るのを常とし、当事者から受け取る賄賂を見てから話を聞いています。つまり、財産がある者の訴えは、石を水に投げるように通ってしまい、貧しい人の訴えは、水を石に投げるのに似て、通らなくなっています。そうすると貧しい民は、抛り所となる公平さが分からなくなり、臣下の道もまたここで失われてしまいます。

裁判を行うのに、判断する人に、欲があり、利益を得ようと思う心があると、裁判から公平さが失われてしまいますね。そのような欲を絶ち、裁判を公平に行うことで、庶民にも公平さという抛り所を知らしめようとしたものです。

まとめると、次のようになります。

「第五条 むさぼりや欲をなくし、訴えを公平に審理しましょう。庶民の訴えは1日千件もあります。1日すらそうであり、ましてや年を重ねると非常に多い件数になります。この頃、訴えを判断する者が、利益を得るのを常とし、当事者から受け取る賄賂を見てから話を聞いています。つまり、財産がある者の訴えは、石を水に投げるように通ってしまい、貧しい人の訴えは、水を石に投げるのに似て、通らなくなっています。そうすると貧しい民は、抛り所となる公平さが分からなくなり、臣下の道もまたここで失われてしまいます。」

◆第6条◆ 善悪

むつ	いは	あしき	こら	よき	すす	いにしへ	よ	のり	これ	もつ	ひと	
六	に	曰く、	悪	を	懲	し	善	を	勸	む	る	は
古	の	良	き	典	なり。	是	を	以	て、	人	の	
よき	かく	な	あしき	み	かなら	ただ	そ	へつら	あざむ	もの	すなは	
善	を	匿	す	こと	無	く、	悪	を	見	て	は	
必	ず	匡	せ。	其	れ	詔	ひ	詐	く	者	は、	
則	ち	国	家	を	覆	す	利	器	たり、	人	民	
を	絶	つ	鋒	劍	たり。	亦	佞	しく	媚	ぶ		
る	者	は、	上	に	対	ひ	て	は	則	ち	好	
み	て	下	の	過	を	説	き、	下	に	遭	ひ	
て	は	則	ち									
か	み	あやまち	そし	そ	これら	ひと	みなきみ	まめな	たみ	めぐみ	な	
上	の	失	を	誹	謗	る。	其	れ	如	此	の	
人	は、	皆	君	に	忠	無	く、	民	に	仁	無	
し。	是	れ										
おほ	き	なる	み	だ	れ	も	と					
大	乱	の	本	なり。								

第六条は「善悪」がテーマです。

「勸善懲悪」を前後逆にした「懲悪勸善」という四字熟語が最初に出てきます。

つまり、悪を懲らし善を勧める、悪いことを懲らしめ良いことを称えるという道徳の基本的なことが説かれています。

「懲悪勸善」は、中国の古典の「春秋」という書物にも書かれており、聖徳太子がこの記載をもとに引用した可能性が高いと言われています。

ただ、「古の良き典なり」とも書かれています。つまり、昔の良い「のり」である、ということです。

「典」は「のり」と読み、のりは、神が述べたことから転じて、「ことば」「きまり」「しきたり」「おしえ」などという意味があります。宣、法、則、範、教という字はいずれも「のり」と読みますが、「のり」にはこのように様々な意味があるのです。

ここで、懲悪勸善が昔からの良い「のり」であるとなると、わが国に昔からある法律・しきたり・教えという意味に解釈するのが自然です。

そうすると、悪いことをこらしめ、良いことを称えることは、わが国でも昔から教えられ、きまりやしきたりとなっていた、と解釈することもできます。

中国の古典に書かれている言い回しは、わが国に古くからある道徳を漢文に翻訳したときに、同じような意味にあるものとして使われたのではないのでしょうか。

むしろ、ここで強調されているのは、第2文の「人の善を隠さず、悪を見ては必ずただせ」という、具体的な行動です。人の良い行動を見たら隠さない。つまり、上司に報告しなさいということ。また、人の悪い行動を見たら正す。つまり、その場で注意しなさいということです。これは、言うのは簡単ですが、行うのは難しいこともあります。

そして、へつらい、あざむく者は、国家を覆す「利器」とされます。へつらいあざむくとは、悪いことに従い、嘘をついて人をだますことを言います。「利器」は「ときうつわ」と読み、鋭い道具ということです。また、人民を絶つ鋒剣、つまり「鋒剣」は「ときつぎ」と読み、鋭い剣のことです。非常に強い言い方がされています。

第3文までを訳します。

悪いことを懲らしめ、良いことを称えるのは、わが国に昔からある良いしきたりです。したがって、他人の良い行動を見つけたら隠さず報告し、悪い行動を見つけたら必ず正しましょう。悪いことを正さず、見て見ぬふりをしたり、悪いことに従うような、へつらいあざむく人は、(悪事がはびこる原因となるため) 国をくつがえすのに便利な道具であり、(国がくつがえると民は路頭に迷いますから) 民を切る鋭い剣のようなものです。

また、「佞しく媚ぶる」は「かたましくこぶる」と読み、言葉巧みに相手に追従する人を言います。上司に対しては部下のミスを喜んで話し、部下に会ったら上司のミスを非難するような人が挙げられています。

これは、「へつらいあざむく者」が悪を正さずに悪に従ってしまう人を指しているのに対し、「かたましくこぶる者」は悪事を指摘してばかりで、人の善を称えることをしないことを指すと考えられます。

こうした人は「皆君に忠なく、民に仁なし」とされます。

ここで、「忠」は「まめ」と読み、「仁」は「めぐみ」と読みます。

言葉巧みに相手に追従し、他人の悪いことばかり指摘して、他人の良い行動を称えない人は、模範となるべき行動を見て見ぬふりをするので、良い人を称賛する機会を失わせてしまいます。これでは、「君」すなわち天皇に忠節を尽くしておらず、民を良い方向に教えさすことが役人の仕事であるのに、それをしていないのですから、民を恵むことができません。これは、国を乱れさせる原因になってしまいます。

後半を訳します。

また、言葉巧みに追従する人は、上司に対しては好んで部下の誤りを話し、部下に会ったときは上司の誤りを非難します。これらの人は、他人の悪い行動を指摘するばかりで、他人の良い行動を話したり、称えることをせず隠しているので、皆天皇に忠実でなく、また、(民を良い方向に教え諭すという仕事をしていないので) 民に恵むことがありません。これは、大いなる乱れの原因になります。

まとめると、次のようになります。

「第六条 悪いことを懲らしめ、良いことを称えるのは、わが国に昔からある良いしきたりです。したがって、他人の良い行動を見つけたら隠さず報告し、悪い行動を見つけたら必ず正しましょう。悪いことを正さず、見て見ぬふりをしたり、悪いことに従うようなへつらいあざむく人は、

(悪事がはびこる原因となるため) 国をくつがえすのに便利な道具であり、(国がくつがえると民は路頭に迷いますから) 民を切る鋭い剣のようなものです。また、言葉巧みに追従する人は、上司に対しては好んで部下の誤りを話し、部下に会ったときは上司の誤りを非難します。これらの人は、他人の悪い行動を指摘するばかりで、他人の良い行動を話したり、称えることをせず隠しているのです、皆天皇に忠実でなく、また、(民を良い方向に教え諭すという仕事をしていないので) 民に恵むことはありません。これは、大いなる乱れの原因になります。]

このように、役人が、悪い行動を見て見ぬふりをしたり、悪いことに従うのは非常に危険です。また、良い行動を見て見ぬふりをして称えず、人の悪いことばかりを指摘するのも、結局は嘘をついているのと同じであり、正しい情報が行き渡らず、国を大きく乱れさせる原因となるのです。

当たり前前のことが説かれているようですが、いざ実践となると、大変なことです。しかしながら、良いことを良いとして賞賛し、悪いことを悪いこととして正すのは、わが国古来からの当然のしきたりだったわけです。聖徳太子は、こうした、古来からの在り方に立ち返って、初心忘るべからず、もう一度行動してみましよう、と諭しているのです。

◆第7条◆ 任官・採用

ななつ いは ひとのおのよさしあ つかさど よろ みだ そ さかしきひと
七に曰く、人 各 任有り、掌 ること宜しく濫れざるべし。其れ 賢 哲
つかさ よさ ほむるこゑすなは おこ かたましきひとつかさ たも わざはひみだれ
官に任すときは、頌音 則ち起り、奸 者 官を有つときは、禍 乱
すなは しげ よ う し こと すく よ おも ひじり な
則ち繁し。世に生まれながら知ること少なけれども、剋く念ひて 聖 と作る。
ことおほひなりいささけき ひと え かなら おさ とぎときおそき さかしきひと
事 大 少 となく、人を得て 必ず治まる。時 急 緩 となく、 賢 に
あ おのづか ゆたか これ よ あめのしたなが ひさ くにあやう な
遇ひて 自ら 寛 なり。此に因りて 国家 永く久しくして、社稷 危 きこと勿
し。故れ 古 の 聖 王、官 の為めに以て人を求む、人の為めに 官 を求め
たまはず。

第七条は、「任官」がテーマです。

第一条から振り返ってみると、第一条は「やはらぎ」、第二条は「仏教」、第三条は「つつしみ」、第四条は「うやまひ」、第五条は「うたえ」、第六条は「善悪」でした。

第一条は、上司がなごやかな空気を作り出すことで心一つにすることを説き、第二条は心を平穏にするための教えとして仏教を説き、また第三条では天皇陛下のお言葉を受けたときに我が身を振り返ってよく考えることを説いています。そして、第四条では具体的な行動として、相手を上に見る行動をすることで互いに尊重しあう世の中にし、第五条では訴えを公平に審理することで民の拠り所をつくり、第六条では人の良い行動をたたえ、悪い行動を戒めるという行動実線を書きました。

十七条の憲法は、既に述べたように冠位を持つ者への教え、行動哲学として述べられたものであり、非常に実践的な内容です。同時に、国をいかにして治めるか、いかにして民を豊かに安らかにするかという思いが根本にあります。そして、我が国古来の思想や法律、教えをベースにししながら、仏教の考え方や中国の思想・表現を取り入れていることが分かります。

そして、よく読めば、印度と中国の思想を単に取り入れたものではなく、あくまで日本の古来の思想や教えに基づきながら、印度や中国にはない、新たな教えを作り出しているのが本当のところだと感じられます。その例が、第一条の「やはらぎ」や第三条の「つつしみ」であり、また、

第四条の「うやまひ」を庶民にまで広げるなど、我が国固有の思想や発想だと分かります。また、第六条や第十六条では、「古の良き典（のり）なり」として我が国の古くからの法律・しきたりを指摘しています。

第七条でも最後に、「古の聖王は」とありますが、これは「いにしへのひじりのきみ」と読み、我が国のおおきみのことを指します。たとえば、日本書紀には、第11代の垂仁天皇の御代、朝鮮半島にあった加羅国の王子が「日本国（やまとのくに）に聖皇（ひじりのきみ）有すと聞きて帰化す」と書かれています。「王」も「皇」も「きみ」と読みます。加羅国の王子が、日本に「ひじりのきみ」がいらっしゃると承って帰化したのです。ほかにも新羅国王の子が「日本国（やまとのくに）に聖皇（ひじりのきみ）有すと聞り」と来日したことが書かれてあります。

したがって、第七条も、日本古来の教えをもとに、任官の考え方を説いているのです。

まず「任」は「よさし」と読みます。任せることを「よさす」と言いました。「よさす」は「寄さす」意味と考えられます。祝詞に詳しい方がいらっしゃれば、神社の大祓詞でも、二神が皇孫に対し、日本を治めることを「ことよさしまつる」（お任せになった）という下りがあります。

人各任有りとは、人はそれぞれ任せられた務めがあるという意味です。

「濫れざるべし」は濫り（みだり）に行ってはならないという意味であり、任務を適切に行わなければならないということです。

第七条の最後に、「官のために人を求め、人のために官を求めず」とありますが、本条の趣旨はまさにこのとおりで、任務を適切に行うことができる人を求めなければならないということです。

「賢哲」は「さかしきひと」つまり優秀な人という意味です。「頌音」は「ほむるこゑ」つまり優秀な人を任官させると褒め称える声が聞こえるということです。

第2文までを訳します。

人にはそれぞれ任された務めがあり、その務めを適切に行わなければなりません。賢い人を任官させると、褒め称える声が起り、悪い人が官にあり続けると災いや乱れが多くなります。

また、世に生まれながら知る人は少ないけれども、よく考え学んで「ひじり」となる。「聖」は「ひじり」と読みますが、「ひじり」は「日+知り」からきていると思われ、日に日に知ることで、ひじり（聖）となるわけです。「大少」は「おほいなりいささけき」と読みますが、大きいこともわずかなこともという意味です。

「急緩」は「ときおそき」と読みますが、緊急のときでもという意味で、「寛」は「ゆたか」と読み、ゆるやかという意味です。「社稷」は音読みすると「しゃしよく」ですが「くに」（国）のことです。第6文までを訳します。

世に生まれながら知ることは少ないけれども、日に日によく考え学ぶことで立派な人、ひじりとなります。重大なことでも些細なことでも、よい人がいれば必ずうまくゆきます。急を要することでも、賢い人がいると自然と落ち着いて対処することができます。こうすれば、国は長きにわたって危ういことはありません。

「古の聖王」は、前段でも述べましたが、「いにしへのひじりのきみ」と読み、我が国の昔の優れた大王（おおきみ）・天皇（すめらみこと）のことです。

最後の文を訳します。

よって我が国昔の優れた大王（おおきみ）は、官職のために人を求め、人のために官職を求めませんでした。

まとめると、次のようになります。

「第七条 人にはそれぞれ任された務めがあり、その務めを適切に行わなければなりません。賢

い人を任官させると、褒め称える声が起こり、悪い人が官にあり続けると災いや乱れが多くなります。世に生まれながら知ることは少ないけれども、日に日によく考え学ぶことで立派な人、ひじりとなります。重大なことでも些細なことでも、よい人がいれば必ずうまくゆきます。急を要することでも、賢い人がいると自然と落ち着いて対処することができます。こうすれば、国は長きにわたって危ういことはありません。よって我が国昔の優れた大王（おおきみ）は、官職のために人を求め、人のために官職を求めませんでした。」

結局、第七条では、任官の際には、その務めを行うのにふさわしい優れた人を求めるよう説いています。これは、当たり前と言えば当たり前のことですが、官職にある者の血縁や地縁ということでの任官、つまり縁故採用が多くなった結果、その任に堪えない者がでてくる弊害が起きていたためと考えるのが自然です。

人は第一の宝です。どんな優れた制度やどんな役職をつくっても、それを動かすのは結局人ですから、よい人が就けばうまくゆきますし、その任に堪えない人が就けばうまくゆきません。聖徳太子はまさにこのことを言っています。

◆第8条◆ 勤務時間（朝早くから働く）

やつ	いは	まちき	みたち	つかさ	つかさ	はや	まる	おそ	まか	おおや	けいと	まな	ひめ	もす										
八	に	曰	く、	群	卿	百	寮	、	早	く	朝	り	晏	く	退	で	よ。	公	事	鹽	靡	し、	終	日
		つ	く	が	た	これ	も	つ	お	そ	まる	すみ	やか	お	よ	は	や	ま	か					
		かな	ら	こ	と	つ																		
		必	ず	事	尽	き	ず。																	

第八条は、「勤務時間」がテーマです。

「群卿百寮」は前にもありましたが、「まちきみたちつかさつかさ」つまり、高官から下位の全ての役人に至るまでという意味です。

「朝り」は、「まろり」と読み、「晏く」は「おそく」、「退でよ」は「まかでよ」、つまり早く参り遅く帰れということを言っています。朝早くから出勤し、遅くに退庁すべしということであり、言わんとするところは明快です。

日本書紀では、舒明天皇8年に、大派王（おほまたのみこ）が豊浦大臣（とよらのおおおみ）に對し、「朝（みかど）参（まる）りすること已（すで）に懈（おこ）たれり、群卿（まちきみたち）及び百寮（もものつかさ）、卯の始に参り、巳の後にこれを退れ、因りて鐘を以て節（ととのへ）と為よ」と述べたが、大臣はこれに従わずと書かれています。舒明天皇は聖徳太子が十七条の憲法を制定したときの推古天皇の御代の次の天皇です。十七条の憲法がつくられましたが、その次の天皇の御代には、朝廷に参るのを既に怠っている状況が見られたということです。したがって、卯の始め（午前五時）に参り、巳の後（午前十一時）に退れという具体的な時刻が示され、これを鐘で知らせるように指示されました。しかし、豊浦大臣（蘇我蝦夷）はこれに従わなかったと書かれています。

聖徳太子が十七条憲法を制定したのは推古天皇12年（西暦604年）であり、聖徳太子は推古天皇30年、18年後に亡くなっています。そして、舒明天皇8年（西暦636年）は、実に十七条憲法制定から約32年後です。そのように考えると、全ての役人に実行させるのはいかに困難なことであるかが分かります。

ともかく、当時は、役所で仕事をする時間帯は朝であり、聖徳太子が述べた、早く参り遅く退でよ、という趣旨も、このような早朝の出勤と昼前の退庁を前提としていたと考えられます。

「公事」は、「おおやけ」と読み、「鹽靡し」と書いて「いとまなし」と読みます。おおやけのことは、間隔がないくらいびっちり詰まっているということです。つまり、それだけ仕事の量が多いということです。

第6条の「うたえ」の中でもありましたが、「百姓（おほみたから）の訟（うたえ）は一日（ひとひ）に千事（ちわざ）あり」とされていました。それだけ公務の量も多く、多忙だった姿がうかがえます。

「終日」は「ひめもす」あるいは「ひねもす」と読み、もとは太陽が昇っている間中という意味ですが、転じて一日中という意味です。

したがって、遅く参ると、「急なるに速ばず」。「速ばず」は「およばず」と読み、速やかな案件が出てきたときに対応することができないということになります。早く退庁すれば、必ず仕事が終わらないということです。

この条の訳を以下にまとめます。

「第八条 すべての役人は朝早く出勤し（朝）遅くに退庁しましょう。公のことは休む間もなく、一日中働いても終わることができません。したがって遅くに出勤すれば、急な事案に対応することができず、早く退庁すれば必ず仕事が終わりません。」

◆第9条◆ まこと

まこと ことわり もと ことごと まことあ それよしあしなりならず かならず まこと
信は是れ義の本なり。事毎に信有れ。其れ善悪成敗、要ず信
に在り。群臣共に信あるときは、何事か成らざらん。群臣信な
ければ、^{よるづのことごとごと} 萬事^{やぶ} 悉に敗る。

第9条のテーマは「まこと」です。

「信」と書いて「まこと」と読みます。信じるの「信」という字が充てられていますが、例によって訓読みをしますので、「まこと」について書かれています。

「誠」「真」「真事」「真言」などの字もすべて「まこと」と読みます。まことは、うそいつわりのないこと、ありのままであること、本当のことを言います。

「義」は「ことはり」または「ことわり」と読みます。「ことわり」はそのとおりであるさま、もっともであること、正しいこと、道理にかなっていることを言います。「断り」「理」も「ことわり」と読みます。正義の「義」です。

「まこと」は、ありのままであることを言い、それが正しく、道理にかなっている「ことわり」となります。

わが国の場合、まことであることは非常に重要視されてきたと考えられます。

現在も、日本の法令には、「信義誠実の原則」という規定があります。「信義に従い、誠実にこれを行う」（民法1条2項）、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。」（民事訴訟法2条）、「裁判所は、家事事件の手續が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手續を進行しなければならない。」（家事事件手続法2条）などと、民事や家事事件の重要な原則とされ、最高裁判所も行政法はじめ様々な事案でも信義誠実の原則、信義則を適用しています。信義誠実の原則は権利の行使や義務の履行のみならず契約解釈の基準にもなるともされています（最判昭和32年7月5日民集11巻7号1193頁）。

法律家としてみても、信義誠実の原則は、裁判において意外とよく使われるものです。法律に書かれてはいませんが、非常におかしな行動や、不合理なふるまい、前後矛盾する主張などがなされているときに、信義則に反するような行為は許されないと指摘します。そして裁判所も信義則を比較的良く認める傾向にあります。

その信義誠実の原則に使われる、信（まこと）も義（ことわり）もともに十七条の憲法に書かれていることがたいへん興味深く思います。

つまり、裁判の上で、まことであること、道理にかなっていることを、昔も今も、重視してきたのがこの国の思想と言えるのではないのでしょうか。

特に、第一文は、まことであることが、もっともなことであり、それがそのまま道理のもとになる、という意味に解釈されます。

儒教では「仁義礼智信」の順に「五常」としてありますが、聖徳太子は、冠位十二階を定めるにあたって、その順位を入れ替え、「徳・仁・礼・信・義・智」としており、「信」を「義」よりも先においています。これらは冠位の名前ですが、あえて訓読みで読むと、「うつくしび」、「めぐみ」、「うやまひ」、「まこと」、「ことわり」、「さとし」となりますので、日本でのようなものが重要視されてきたかがうかがえるように思います。

要するに、中国では「義」が先の方に来ていますが、日本では「礼」や「信」が義よりも先にあるのです。第4条には「うやまひ」が説かれ、第9条の「まこと」が「ことわり」の本であるとされているのです。こうした発想も、日本ならではの価値観であると考えられます。

つまり、民をいつくしみ、めぐむのが最重要であり、その次にうやまひがあり、そしてまことであることが重視され、そうしたまことが「ことわり」を生み、「さとし」つまり智慧を生むという発想なのです。

このように、民をいつくしみ、めぐむことを重視することや、相手を上に見ること、ありのままであることを重視するのも、言われてみれば当然のこととして、理解することができるのではないのでしょうか。

さて、「善悪成敗」は「よしあし」「なりならず」と読み、ものごとがよいかわるいかどうか、成るか敗れるかです。これらは、すべて「まこと」にあると言います。

「まこと」があるときは、どんなことでもうまくいくし、「まこと」がなければ悉く敗れるといます。

ここまで言い切れるほど、ありのまま、正直であることを重要視してきたのです。

正直であること、嘘をつかないこと、素直であることが美德とされるのも、日本人の顕著な特徴のように思います。逆に言えば、外国の発想は必ずしもそうではない、ということです。互いの国でどのようなものを重視しているのか、これは文化の違い、思想の違いですから、そうした違いを理解することが、相互理解の第一歩となります。

今回も比較的短いので、まとめて訳します。

「第九条 まことはことわりのもとです。ありのまま、うそいつわりのないことが、もっともなこととなり、正しさの源になります。ですから、物事すべてに「まこと」があるようにしましょう。良いか悪いか、うまくいくかどうかは、必ず「まこと」があるかどうかによって決まります。皆に「まこと」があれば、どのような物事もうまくいきます。皆に「まこと」がなければ物事は全てうまくいかないでしょう。」

◆第10条◆ 怒り

とお いは ころのいかり た おもてのいかり す ひと たが いか ひと
十に曰く、 忿 を絶ち、 瞋 を棄てて、人の違ふを怒らざれ。人
みなころあ ころおのおのと あ か よし すなは わ あし
皆 心有り、心 各 執ること有り。彼れ是むずれば、則ち我れは非むず
る、我れ是むずれば、則ち彼れ非むずる。我れ 必ずしも 聖に非ず、彼れ
かなら おろか あら とも これただひと よしあし ことわり たれ よ さだ べ
必ずしも 愚に非ず、共に是凡夫のみ。是非の理、詎か能く定む可
き。相共に 賢 愚なること、鑿の端无きが如し。是を以て、彼の人
いか いえど かえ わ あやまち おそ わ ひと え いえど もろもろ
は瞋ると 雖も、還つて我が 失を恐れよ。我れ独り得たりと 雖も、衆
したが おな おこな
に 従ひて同じく 拳へ。

第10条は「いかり」がテーマなのですが、この条は、第2条と並んで仏教の影響が強く感じられます。

まず、「忿」「瞋」「怒」はいずれも「いかり」と読みますが、「忿」はころのいかり、「瞋」は表情のいかりを指します。

怒りを否定するわけですが、これは、仏教から来ている考え方だと思われま。

日本語の「いかり」は、「い」（おもい）が「か」（かたくな）状態を言うと考えま。だから、「いかり」は緩めたり、解くものとして表現されま。「いかり」をゆるめるために、「ゆるし」を求めるときもあります、これは「ゆるむ」から来ていると考えられま。

「いかり」は思いや考え方が頑なになっている状態なので、思いや考え方をゆるめればよいわけ。そうすると、相手を許すこともできま。

しかし、ここでは「いかり」を仏教に基づいて解消しようという発想が見受けられま。したがって、説明が非常に丁寧で、長くなってゆきま。

「違ふ」は「たがふ」と読みま、これは、違うことをするという意味ですが、ここでは自分と違うことをする、という意味と考えま。

「心各執ること有り」は、心は、それぞれが受け止め、評価するものです、という意味。そして、「是む」は「よしむ」、「非む」は「あしむ」で、「是非」は「よしあし」と読みま。また、「凡夫」は、「ただひと」と読み、普通の人、という意味ですが、仏教の観点からは、悟りに至っていない大勢の人のことを指しま。

前半を訳しま。

心の怒りを止め、表情の怒りをなくし、人が自分と違うことをしても怒ってはいけません。人は皆心があります。心はそれぞれ受け止め方が違いま。彼が良いと思っても、私が悪いと思う、私が良いと思っても、彼は悪いと思うことがあります。私は必ずしも智慧のある人でなければ、彼は必ずしも愚かではありません。ともに、覚者ではない普通の人です。

さて、後半からは、一見すると、これまでの憲法の条文と矛盾しているように思いま。まず、「是非の理・・・」の文ですが、「是非」は「よしあし」、「理」は「ことわり」と読みま。「ことわり」は第9条で述べたとおりですが、ここでは、ものごとを分けるという意味で取り、「よしあしの区別」という意味でとらえられま。

そうすると、「良し悪しの区別は、いったい誰が定めることができるでしょうか。」という意味になります。しかし、第6条では、「悪しきを懲らし、善きを勧める」ことを説き、悪しきを必ず

正すよう説いているのですから、矛盾しているのではないかと考えられます。

また、「相共に賢愚なること」の文は、「鑑」は「みかがね」または「たまき」と読み、円環のことです。そうすると、「相共に賢く愚かであることは、円環に端がないように、つながっていて区別がつかないようなものです」と言っています。しかしながら、第7条では、賢しき人官によさずときは・・・とあり、賢い人を官職に任用せよと言っています。

このように、皆凡夫（ただひと）であり、良し悪しも、賢さや愚かさも区別がつかないと言われてしまうと、ではいったいどうやって、善を勧め悪を懲らし、賢人を任用して悪人を官職につけないようにするのでしょうか。

第6条や第7条では、善悪や賢愚の区別を前提とした行動を求めておき、第10条ではその区別は否定してしまうと、やや不統一の感があります。

結局、第10条は、「いかり」を持たないための方便であり、「いかり」をなくすための、心の持ち方を説いたものと考えられるしかありません。人それぞれ善悪や賢愚を判断すべきなのだが、その自分の判断を即座に正しいと思わずに慎重に考えるよう諭しているのです。実際には善悪や賢愚の区別を自分なりに判断して行動しなければならないが、その自分なりの判断が正しいと思いついてはいけぬ、思いが頑なになってはいけぬ、と理解させるためにあえて踏み込んだ表現をしているということなのでしょう。

「我れ独り得たり」は、私が一人だけ理解した、発見したという意味、「衆」は「もろもろ」と読みます。

後半を訳します。

良し悪しの区別は、いったい誰が定めることができるのでしょうか。皆互いに賢く愚かであることは、円環に端がないように、つながっていて区別がつかないのと似ています。したがって、彼が怒ったとしても、むしろ私自身に誤りがないかどうかを心配しましょう。私一人だけ何かに気付いたと思ったとしても、まずはいったん大勢に従って同じように行いましょう。

最後の文の「大勢に従って同じように行いましょう」というのもまた、いかにも消極的なように聞こえますし、ことなかれ主義にも聞こえます。

しかし、これも、怒りを止めるための範囲の話として理解すべきでしょう。自分一人が何かに気付いたと得意になる前に、それが本当に自分だけが気づいたものなのかどうか、自分に誤りはないか、よくよく考えてみる必要があるので、まずはいったん、周りにしたがって行動してみて、それからでも遅くはないでしょう、という程度の意味なのでしょう。

仏教を役人の行動規範として取り入れると、どうしても現実面でどう折り合いをつけるかという問題が出てきます。ここでは、あくまで「いかり」を持たないための教えとして仏教を説いている、と考えてみてください。

「第十条 心の怒りを止め、表情の怒りをなくし、人が自分と違うことをしても怒ってはいけません。人は皆心があります。心はそれぞれ受け止め方が違います。彼が良いと思っても、私が悪いと思う、私が良いと思っても、彼は悪いと思うことがあります。私は必ずしも智慧のある人でなければ、彼は必ずしも愚かではありません。ともに、覚者ではない普通の人です。良し悪しの区別は、いったい誰が定めることができるのでしょうか。皆互いに賢く愚かであることは、円環に端がないように、つながっていて区別がつかないのと似ています。したがって、彼が怒ったとしても、むしろ私自身に誤りがないかどうかを心配しましょう。私一人だけ何かに気付いたと思ったとしても、まずはいったん大勢に従って同じように行ってみましょう。このようにして、頑なな思いをもたず、怒りをなくして仕事をするのできるのです。」

◆第11条◆ 賞罰

とおあまりひとつ いは いさおしあやまち あきらか たまものつみなへかなら あ
十 一 に曰く、功 過 を明察にして、賞 罰 必ず当てよ。
このごろ たまもの いさおし おい つみなへ つみ おい こと と まちきみ
日者、賞、功 に在てせず、罰、罪に在てせず。事を執る群卿、
よろ たまものつみなへ あきら
宜しく賞 罰 を明かにすべし。

第十一条は、「賞罰」がテーマです。

「賞」は「たまもの」、「罰」は「つみなへ」と読みます。

たまものは、「ものをたまふ」「たまふもの」から来ていると考えられます。

つみなへは、「罪なす」という用法から来ているように思います。

「功」は「いさおし」、「過」は「あやまち」と読みます。いさおしとは、実績・功績のことです。いさおし(功)には、たまもの(賞)を、あやまち(過)には、つみなへ(罰)をという対応関係にあります。

非常に当たり前のことを言っているように思いますが、当時「いさおし」に関係なく「たまもの」が授けられ、「つみ」に関係なく「つみなへ」がなされていたと指摘されています。「たまもの」がほしいままに、恣意的に授けられてしまい、また、「つみなへ」さえも、あやまちと関係なくなされる、という状況があったのです。

それで、今一度、たまものは、いさおしありて給う物であるという対応関係をはっきりさせ、つみなへは、つみがあって初めて下すものであるという対応関係を、これまた当たり前のことですが、改めて明確にしたわけです。

信賞必罰という言葉がありますが、賞罰に関しては、中国の「韓非」や「管子」に多く出てきます。

韓非には「功その事に当り、事その言に当らばすなわち賞し、功その事に当らず、事その言に当らざればすなわち罰す」とあり、管子には「明賞は費えず、明刑は暴ならず、賞罰明らかなれば、則ち徳の至れる者なり」とあります。

つまり、韓非の場合、君主の権力掌握術として、部下の言行一致を統御するために賞と罰を使うという発想です。管子の場合は、賞罰の基準を明らかにすることは暴虐や浪費にはならず徳治に至るという発想です。

十七条の憲法にいう賞罰の教えは、韓非や管子とは少し違います。

どういう点が良かったのか(功)、どういう点が悪かったのか(過)を明確にして、それに対する賞罰を対応させましようと言っています。これは、賞罰を、部下を教え諭すための手段として用いようという発想と考えられます。

聖徳太子は、十七条の憲法を公布したのは、権力掌握のためでもなく、また、暴虐や浪費を防ぐためだけの目的でもなく、上司や部下たちがどうやったらより良い仕事ができるかを教え諭すことに目的があるように感じられます。

ですから、具体的な功績も過ちも明らかにしないまま、単に賞罰を行ったのでは、受けるほうは、何が良くて何が悪かったのかがはっきりしません。また、それがどの程度良いことなのか、どの程度悪いことなのか、賞罰の程度が分かっておいたほうが分かりやすいのです。

現代の就業規則にも、表彰や懲戒の基準がある程度書かれています。このように、あらかじめどのような行為がどういう賞罰の対象になるかを明らかにすることで、教育的効果を狙ったもの

と考えることができます。

訳すと、次のようになります。

「第十一条 功績と過ちを明らかにして、それに対する賞（たまもの）と罰（つみなへ）を当てましょう。この頃、功績に関係なく賞（たまもの）を授け、罪に関係なく罰（つみなへ）を下していることがあります。しかしこれでは、どのような行為が良くてどのような行為が悪かったのか、また、どの程度良くてどの程度悪かったのかが分かりにくく、人々を教え諭すのに適切ではありません。賞罰を下す官職の者は、賞（たまもの）と罰（つみなへ）の基準を明らかにしましょう。」

◆第12条◆ 国司・国造（地方への派遣）

とおあまりふたつ いは くにのみこともち くにのみやつこ おほみたから おさめとること なか
十二に曰く、国司、国造、百姓に斂めとること勿れ。
くに ふたりのきみなし たみ ふたりのあるじなし くにのうち おほみたから きみもつ あるじ
國に二君非し、民に両主無し。率土の兆民、主を以て主
となす。所任官司は、皆是れ主臣なり。何ぞ敢て公と與に、
おほみたから おさめとらむ。

第十二条のテーマは「国司・国造（くにのみこともち・くにのみやつこ）」です。

つまり、地方に派遣される役人に対する誡めです。

「国司」は「くにのみこともち」または「くにのつかさ」と読み、地方に派遣される役職の一つです。「国造」は「くにのみやつこ」と読み、地方に派遣される役職です。「国造」は神武天皇がその役職の選任をされたことが日本書紀に書かれています。

ちなみに、「国司」については、「こくし」と音読みしてしまうと、津田左右吉という学者が「国司（こくし）」という名前の役職は聖徳太子の時代になかったということを指摘して、十七条憲法の十二条は後世に修正されたものではないかと主張しました。しかしこれに対しては、滝川政次郎という学者が「国司」は「こくし」ではなく「くにのみこともち」と読んで、そのような役職が存在した可能性を指摘しました。漢字と音読みにとらわれてしまうのではなく、漢字をどのようなやまとことばで読むのか想像することが必要です。

「百姓」は「おほみたから」であり、庶民のことです。

「おさめとる」は、ここでは、受け取るという意味です。「おさむ」とは、物があるべき状態に落ち着かせることです。国を治めることも「おさむ」と言いますし、税を納めることも「おさむ」と言います。

地方へ派遣された役人は、決められた俸禄以外に、民から物を受け取ってはならないということです。

「二君」は訓読みをするので「ふたりのきみ」、「両主」は「ふたりのあるじ」と読みます。「率土」は「そつど」と書いて「くにのうち」と読み、「兆民」は「おほみたから」です。

前半を訳します。

国司や国造は、民から物を受け取ってはいけません。國に二人の君はなく、民に二人の主はありません。國中の民は、天皇をもって主としています。

次の「所任」は「よさせる（ところの）」と読みます。「任」が「よさす」であることは第七条で出てきました。「王臣」は「きみのやつこ」です。「公」は「おほやけ」と読み、税のことを指すと考えられます。

後半を訳します。

任命された役人は皆天皇の臣です。どうして税とともに百姓から物を受け取ることができるでしょうか。

まとめると、次のようになります。

「第十二条 国司や国造は、民から物を受け取ってはいけません。国に二人の君はなく、民に二人の主はありません。国中の民は、天皇をもって主としています。任命された役人は皆天皇の臣です。どうして税とともに百姓から物を受け取ることができるでしょうか。」

すでにこの当ても「君」—「臣」—「民」という関係がはっきりしていたことが分かります。「臣」はあくまで「君」のために「民」から受け取るのであって、「臣」自身のために受け取ってはならないことが強調されています。現代の日本の感覚からすると、当たり前なことなのですが、地方に派遣され、仕事をする中で、民の中には地方官に更に納めようとする者も出てきたはずで、これは第五条で出てきた「賄(まいない)」となってしまいます。それを防ぐ意味もあります。

また、もちろん、天皇のための任務としての地方官であるという立場を忘れて、自分の利益のために税以外の取り分を要求する地方官もいたかもしれません。いずれにせよ、そのような事態が起きないように、君、臣、民の関係と役割を説いています。

職務を長く続ける中で、どうしても、そもそもの自らの立場や関係性を忘れてしまいがちです。あらためて役人に対し、立場を自覚させるために、臣とは何かを説明したものとといえるでしょう。

◆第13条◆ 職掌を知る

とおあまりみつ いは もろもろ よさ つかさびと おな つかさごと し ある やまひ
十 三 に曰く、 諸 の任せる官者、同じく職掌を知れ。或は病し、
ある つかい こと か あ しか し える ひ あまな
或は使して、事に闕くこと有らむ。然れども知ることを得る日には、和ふこ
いむさき し ごと そ あずか き な もつ まつりごと なさまたげそ
と 曾より識れるが如し。其れ與り聞くと非きを以て、公務を勿妨。

第十三条のテーマは「職掌」(つかさごと)です。

「職掌」は現代では「しょくしょう」と読みますが、当時は「つかさごと」または「つかさとりこと」と読み、職務のことを言います。

「任せる」は「よさせる」と読み、任せられたという意味です。「官者」は「つかさびと」と読みます。

同じく職掌を知れとは、仕事の内容も知るようになるということになりますが、自分が担当する仕事の内容を知るのは当たり前ですから、同じ官職にある者の仕事の内容も知るようになるという意味に解釈することとなります。結局、同じ職場にいる他人の仕事の内容も知っておくようになるという意味になります。

「闕く」は「かく」と読み、第五条でもありましたが、欠けるという意味です。月の満ち欠けとも言いますように、仕事をするのに人が足りないことがあるという意味です。

同じ職場にいる人間の仕事の内容も知っておきましょう。ある人は病気で休み、ある人は出張で不在のときがあつて、職場の人手が足りないこともあります。こう言われると、現代の職場でも同じですから、非常に想像しやすい話になりますね。

前半を訳します。

官職にある者は皆、(同じ官職にある者の)職務の内容も知っておきなさい。ある者は病にかかり、ある者は用事に行き、仕事をするのに人が足りないときがあるでしょう。

第三文の「知る」は、「職掌を知る」という意味です。

「和ふ」は、「あまなふ」と読みます。「和」という漢字は第一条に出てきて、音読みの「わ」ではなく、「やはらぎ」と読みました。ここでは「あまなふ」と読みますが、やわらぐと同じ意味で、やわらいだ状態、なごやかな空気になるという意味です。

「曾」は「いむさき」と読み、「曾て」（かつて）と同じく、以前より、昔からという意味です。「識」は知るという意味で、ここでは知り合いだったという程度の意味です。

互いの職務の内容を知っておくと、ああ、あの人はこういう仕事をしているんだということが分かり、職場の雰囲気が打ち解けて、まるで旧知の間柄のようになれるということです。お互いの仕事を知れば、職場の雰囲気がよくなるということも理解しやすい話です。訳すと次のようになります。

しかしながら、*（互いの職務の内容を）* 知ることができた日には、*職場の雰囲気がやわらいだ状態になり、まるで互いに以前から知り合いだったかのようです。*

最後の文は、「公務」は「まつりごと」、「勿妨」は「なさまたげそ」と読みます。「な～そ」で「～してはなりません」という意味になります。

預かり聞かないからという理由で、つまり、ある人が不在になった場合に、自分は何も預かり聞いていないという理由でといことです。

職場の誰かが欠けたときに、不在の理由や、何らかの伝言を何も聞いていないからといって、何もしないと、職務全体が滞ってしまいます。そういうことがないようにしましょうということです。

結局、互いの仕事の内容をあらかじめ知っておけば、急に人が欠け、何も聞いていなかったとしても、補い合うことができるということです。職場で、急に不在の人がでて、その人の代わりの仕事ができるようにしておきましょうということです。

（人が足りない時に） 自分は何も預かり聞いていないという理由で、*公務を妨げてはいけません。普段から互いの職務の内容を知っておき、いつでも不在の人の代わりの仕事をできるようにしておきましょう。*

ところで、中国の「韓非」には、韓の昭侯が酒に酔って寝ていたところ、典冠（冠係）と典衣（衣装係）が傍にいたときに、寒いだろうと思って着物を掛けた。昭侯は起きた時うれしく思ったが、誰がしたかを尋ね、典衣ではなく典冠が着物を掛けたと分かったことで、典冠（冠係）を越権行為で、典衣（衣装係）を職務懈怠で罰したという故事があります。

また、西洋でも自分の担当する職務でないものを、勝手に別の人が行うことを忌み嫌う逸話があると聞きます。

ここでの聖徳太子の教えは、大陸や西洋のそれとは真逆の話で、自分の職務内容にこだわらず、人が欠けた時には自発的に補い合うようにと教えています。これは日本人からみるとごく当たり前の話に聞こえますが、他の国々と比較すると決して当たり前の話ではないと気付かされます。同時に、中国など外国とは全く違う教えを当時から持ち、現代まで続いていることに驚きを感じます。

そして、お互いの仕事を知り、互いに補い合うことで、旧知の間柄のような和やかな空気になることを強調しているわけで、ここでも第一条の「やはらぎ」の発想が登場しますし、何とも日本独特の発想ということができるといえるでしょう。

まとめると、次のようになります。

「第十三条 官職にある者は皆、（同じ官職にある者の）職務の内容も知っておきなさい。ある者は病にかかり、ある者は用事に行き、仕事をするのに人が足りないときがあるでしょう。しかし

ながら、(互いの職務の内容を) 知ることができた日には、職場の雰囲気が和らいだ状態になり、まるで互いに以前から知り合いだったかのようです。人が足りない時に、自分は預かり聞いていないという理由で、公務をさまたげてはなりません。普段から互いの職務の内容を知っておき、いつでも不在の人の代わりの仕事をできるようにしておきましょう。」

◆第14条◆ うらやみ・ねたみ

とおあまりよつ いは まちきみたちもつかさ うらやみねたみあ な わ すで ひと
十四に曰く、群臣百寮、嫉妬有ること無かれ。我れ既に人を
うらや ひとまたわ ねた うらやみねたみ うれひ そ きわま し このゆゑ さとり
嫉めば、人亦我れを嫉む。嫉妬の患、其の極りを知らず。所以に智
おの まさ すなは よろこ かどおの まさ すなは ねた これ もつ いもとせ
己れに勝れば則ち悦ばず。才己れに優れば則ち嫉妬む。是を以て五百
いまいまさかきひと あ ちとせ もつ ひとりのひじり ま かた そ
の乃今賢に遇ふとも、千載にしても以て一聖を待つこと難し。其
さかきひとひじり え なに もつ くに をさ
れ賢聖を得ざるときは、何を以てか國を治めむ。

第十四条のテーマは「うらやみ・ねたみ」です。

「嫉妬」と書いて、「しと」が音読みですが、訓読みで「うらやみ・ねたみ」と読みます。

「うらやみ」「ねたみ」とは、相手と同じになりたいと思う満たされない歪んだ思いのことを言います。どちらも歪んだ思いですから、身をほろぼす元となります。「うらやみ」のほうが、より相手に届かない状況で用いられ、「ねたみ」はより相手と近く攻撃につながりやすい感情のように思いますが、ここではほとんど並べて使われています。

「うらやみ」も「ねたみ」も、本当は、相手と同じになりたいという思いが元となっており、これは、人間の元は一つですから自然な気持ちにも見えるのですが、実際には、どんな動物でも、植物でも、生物は皆少しずつ違って生まれてきており、完全に同じにはならないのです。少しずつ違って生まれるということは、それぞれ一人一人に異なる役割や立場があるわけで、皆完全に同じということは自然界をみても幻想なのです。だから、相手と同じになりたいという思いを持つときは、それが前向きな意味でつかわれると己を磨く力になりますが、ゆがんで使われると相手を貶めようという気持ちになり、それが「うらやみ」「ねたみ」、あるいは「うらみ」となります。

相手と同じになるには、相手と同じものを得るだけでなく、それぞれ違う立場にありながら、それぞれ皆のために尽くすことで、全体として一つになれるのです。「うらやみがあれば思えよ国のため」。もし、うらやみ・ねたみを抱くならば、まずは、(1)自然界を見ても完全に他人と同じではないことを自覚し、(2)他人と違う能力を持つ自分としては、公のためにどんなことができるだろうか、どんな役割があるのだろうかと考え、(3)皆のために自分の力を分け与え、相手から教えてもらい、全体の発展のために尽くしていくのが自然界をみても、本来の在り方なのです。

さて、前置きが長くなりましたが、「患」は「うれひ」と読み、「内憂外患」という言葉もあるように、悪い事態が予測されることです。

「智」は「さとり」と読み、智慧のことです。「才」は「かど」と読み、才能のことです。

前半を訳します。

あらゆる官職にある者は、「うらやみ」や「ねたみ」を抱くことのないようにしましょう。「うらやみ」や「ねたみ」とは相手と同じになりたいという満たされない歪んだ思いのことで、身を亡ぼすもととなるものです。自分が他人をうらやめば、相手も自分をねたみます。これが繰り返

され、うらやみやねたみが次々と悪い事態をもたらしゆき、きりがありません。うらやみやねたみを抱くために、自分より智慧のある人がいれば喜ばず、自分より才能がある人がいれば嫉妬します。

「五百」は次の「千載」と対比すると、500年という意味です。「乃今」は「いましいま」と読み、このごろ、ようやくという意味です。「千載」はちとせと読み、1000年という意味です。後半を訳します。

したがって、500年にしてようやく本当に賢い人に会ったとしても、非常に智慧のある「ひじり」を待つことは1000年経っても難しいのです。これらの賢い人や智慧のある人が得られないならば、どうやって国を治めてゆくことができるでしょう。

つまり、うらやみやねたみも個人的な問題です。聖徳太子は、国全体を治めるためには、素晴らしい才能を持った人、素晴らしく智慧のある人を任用しなければならないと考えました。他人を貶めようとする歪んだ思いを持つと、他人も同じような思いを持ち、結局はそれが繰り返されて互いの身を滅ぼしてしまいます。だから、政治に携わる役人は、個人的な問題ばかりにとらわれるのではなく、国全体を見る、国全体を治めるという発想を持ちましようと言っているのです。

公のため、国のためを思うことで、本当にしなければならないことは、それぞれの違いを生かし、優れた人の智慧や才能を集めて協力することであると気づきます。この「公のためを思うこと」は、次の第十五条にもつながってゆきます。

全体をまとめると、次のようになります。

「第十四条 あらゆる官職にある者は、「うらやみ」や「ねたみ」を抱くことのないようにしましょう。「うらやみ」や「ねたみ」とは相手と同じになりたいという満たされない歪んだ思いのこと、身を亡ぼすもととなるものです。自分が他人をうらやめば、相手も自分をねたみます。これが繰り返され、うらやみやねたみが次々と悪い事態をもたらしゆき、きりがありません（結局は互いの身をほろぼすことになります）。うらやみやねたみを抱くために、自分より智慧のある人がいれば喜ばず、自分より才能がある人がいれば嫉妬します。したがって、500年にしてようやく本当に賢い人に会ったとしても、非常に智慧のある「ひじり」を待つことは1000年経っても難しいのです。これらの賢い人や智慧のある人が得られないならば、どうやって国を治めてゆくことができるでしょう。（国を治める立場にある者は、個人的なうらやみやねたみにとらわれず、国全体のために、本当に優れた人を得て国を治めるといふ本来の目的に立ち返る必要があるのです。）」

◆第15条◆ おおやけ

とおあまりいつ	いは	わたくし	そむ	おおやけ	む	これおみ	みち	およ	ひと		
十五	に	曰く、	私	を	背きて	公	に向くは、	是	臣の道なり、	凡そ	人
わたくし	あ	かなら	うらみ	あ	うらみ	あ	かなら	ととのほ	ととのほ		
私	有れば	必ず	恨	有り。	憾	有るときは	必ず	同	らず、	同	らざれ
すなは	わたくし	もつ	おおやけ	さまた	うらみ	おこ	すなは	ことはり	たが		
ば、	則ち	私	を以て	公	を妨ぐ。	恨	起るときは	則ち	制	に違ひ	
のり	やぶ	ゆゑ	はじめ	くだり	い	かみしも	やはら	ととのほ	そ	また	こ
法	を	害る。	故に	初	の	章	に云へらく、	上下	和	ぎ	諧
									れと。	其れ	亦
の	情	なる	歎。								

第十五条のテーマは「おおやけ」です。

「公」は「おおやけ」と読み、皆で使う大（おお）きな建物（屋・や）が語源のように考えられ

ています。皆で使う大きな建物のように、全員を恵み助けるもの・ことを「おおやけ」と呼んでいたのではないかと思います。

これに対し「私」は「わたくし」と読み、ここでは「おおやけ」と対になっています。「わたくし」の「わ」は「吾」つまり自分という意味で、分（わ）け下（くだ）した、自らの取り分のことを「わたくし」と呼んだのではないかと考えられます。漢字は「私」と書きますが、「禾」は稲穂を表し、「ム」は、収穫した稲穂を自分の腕で抱え込む形を表したと言われます。

つまり、「私に背きて公に向く」とは、「自分の取り分のことを考えるのではなく、全員を恵み助けることを考える」という意味です。

「臣」は「おみ」「やつこら」などと読み、「君」（きみ）のまつりごとを補佐して行い、「民」を教え導く指導者のことを言います。当時も「大臣」（おおおみ）がおりますし、律令では、「左大臣」「右大臣」や「太政大臣」などの大臣が作られます。現代も、「総理大臣」「文部科学大臣」などの大臣が、天皇から任命されて政治を行っていますね。

つまり、大臣の役目は、公のため、全員を恵み助けるために、政治を行うことであって、自分の取り分を考えることではないと書かれております。

最初の文を訳します。

自分の取り分を考えること（わたくし）をやめ、全員を恵み助けるという考え（おおやけ）に向かうのは、民を教え導く指導者である「おみ」の最も大切な在り方です。

続いて、「わたくし」があれば「うらみ」があり、「うらみ」があれば「ととのほらず」と書かれてあります。

自分の取り分のことを気にし始めると、他人と比較するようになりますから、多い・少ないを巡って、他人への「うらみ」が起きます。「うらみ」とは、同じでありたいのに満たされない歪んだ感情のことで、「うらやみ」「ねたみ」と似たような意味です。

「うらみ」を持っていると、他人と同じような気持ちになれず、気持ちが通い合わないので、「ととのほらず」となります。「同る」と書いて、「ととのおる」と読みます。

「ととのおる」ことがなければ、第一条で書いたように、「和」つまり「やわらぐ」ことができません。したがって、「全員を恵み助ける」という「おおやけ」の仕事ができないこととなります。

それだけでなく「うらみ」が起こると「ことわり」に違います。「制」は「ことわり」または「ことわり」と読みますが、第九条で書いたように、「ことわり」はそのとおりであるさま、もっともであること、正しいこと、道理にかなっていることを言います。「うらみ」は自然の道理や正しい道に違ってしまうわけです。そうすると、「のり」をやぶます。「法」は「のり」と読み、神との間で交わされた言葉、転じて、しきたりや決まりのことです。法律に違反してしまうわけです。

このように、「わたくし」があると、自分の取り分について他人と比較してしまい、「うらみ」が起き、「ととのおる」ことなく、「ことわり」に違い、「のり」をやぶる結果となってしまいます。

だから、最初の第1条に述べたとおり、「上下和ぎ諧れ」つまり「かみしもやわらぎ、ととのほれ」となるわけです。上司が和やかな雰囲気を作り出すことで、上司と部下との気持ちが通うようにせよという意味です。

最後の「其れ亦是の情なる歟」は、第1条に書かれているのも、第15条にいう心と同じですよということです。

最後までまとめると、次のようになります。

「第十五条 自分の取り分を考えること（わたくし）をやめ、全員を恵み助けるという考え（おおやけ）に向かうのは、民を教え導く指導者である「おみ」の最も大切な在り方です。およそ人

は自分の取り分を考える気持ち（わたくし）があれば必ず、他人と比較して満たされない歪んだ気持ち（うらみ）が起きてしまうものです。他人をうらむ気持ちが起きると必ず、他人と同じように気持ちを通い合わせることはできません。他人と気持ちを通い合わせることはできないので、自分の取り分を考える「わたくし」の気持ちが、全員を恵み助けるという「おおやけ」の仕事を妨げてしまいます。また、うらみが起きるときは、正しい道理に違い、法を破ることになります。したがって、第一条において、上司と部下は和やかな空気を作り出すことで気持ちが通い合うようにせよと述べたことも、また、この条で述べたこと（全員を恵み助けるという考え方）と同じ考え方に基づいているのです。」

◆第16条◆ 民を使う

とおあまりむつ いは たみ つか とき もつ いにしへ よ のり か
 十 六 に曰く、民を使ふに時を以てするは、古の良き典なり。故
 ふゆ つき いとまあ もつ たみ つか べ はる あき いた
 れ冬の月には間有りて、以て民を使ふ可し。春より秋に至りては、
 なりはひこかひ とき たみ つか べ そ なりはひ なに は
 農桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農せざれば何をか食まむ、
 こかひ なに き
 桑とらずば何をか服む。

第十六条のテーマは「民を使う」です。

「民を使うに時を以てす」は、「論語」の学而第一にある「千乗の国を道びくに、事を敬して信、用を節して人を愛し、民を使うに時を以てす」や、「漢書」の「五行志」にある「民を使うに時を以てし、務めて農桑を勧むるに在り」という一節が元になっているのではないかとされています。

ところで、「民を使う」という用法は、聖徳太子以前の日本において用いられていたのか疑問があります。「民を使う」という用法は日本書紀には聖徳太子以前は1か所しか出てきません（それも百濟から来た者の言った言葉です）。それ以外では、「つかふ」（つかう）は、人に用いる場合は、お仕えするという意味であり「神につかふ」「おおきみにつかふ」という様に、上の立場のある人に「つかふ」となります。あるいは、物に用いる場合は、「つかふ」「もちゐる」など表現したのであり、人に対して、道具のように「民をつかふ」などと表現したのか非常に疑問なのです。

したがって、ここでいう「古の良き典なり」は、日本にある昔からの「のり」（しきたり、法律）であると解釈するのが疑問です。日本では「民を使う」などという発想がなかったと考えられるからです。「使う」ものは道具であり、人について使う場合は「仕える」という意味なのです。

そうすると、ここでは古代中国の論語や漢書を引用して、「古の良き典なり」と言っている可能性が高いわけです。

なお、第6条にも同じように「懲悪勧善」について「古の良き典なり」と言っています。この懲悪勧善も中国の古典にあります。そうすると、第6条もやはり、日本の古くからある「のり」というよりも、中国の古典を指して、使った表現かもしれません。

いずれにせよ、聖徳太子が、「古の良き典なり」と表現しているのは、6条の「懲悪勧善」と16条の「民を使うに時を以てす」だけです。いずれも、明確に中国の古典にあります。した

がって、この2条は、中国の古典を引き合いに出し、これに日本流の説明を加えて、17条の中に取り入れたと解釈することができます。

この条文は、「民を使う」という表現が、あまり古代の日本らしくない発想のように思います。民を恵む、民を治む、民を豊かにするというように、民を持ち出す場合は、肯定的な表現を使いました。

そして、労役を必要とする場合は、「宮を作らせる」などと具体的な行為に「・・・せしむ」「・・・させる」などと表現していたのです。

まるで道具のように「民を使う」という表現は、中国の古典にあるのは理解できるとしても、日本に古代からあった表現かと言われると、かなり疑問なのです。そこで、中国の古典にあった表現である「民を使う」をそのまま引用してきた、とみるのが自然なように思います。

したがって、第一文は次のように訳せます。

民を使うときは時期をよく考えよというのは、昔の良い教えです。

「間」は「いとま」、「農」は「なりはひ」、「桑」は「こかひ」と読みます。「農」は田で稲を育て、作る仕事です。「桑」は、養蚕のことです。

以下最後まで訳します。

冬には時間があるので、民を使うことができます。春から秋に至っては、稲を作り養蚕をする時期であり、民を使うことはできません。稲を作らなければ何を食えることができるでしょうか、また、養蚕をしなければ何を着ることができるでしょうか。

まとめます。

「第十六条 民を使うときは時期をよく考えよというのは、昔の良い教えです。冬には時間があるので、民を使うことができます。春から秋に至っては、稲を作り養蚕をする時期であり、民を使うことはできません。稲を作らなければ何を食えることができるでしょうか、また、養蚕をしなれば何を着ることができるでしょうか。」

◆第17条◆ はかる（話し合う）

とおあまりななつ いは そ こと ひと さだ べ かなら もろ とも あげつら
十 七 に 曰く、夫れ事は独り断む可からず、必ず衆と與に 論 ぶ
いさきけきこと こ かる かなら もろ べ ただおほいなること
べし。少 事 は是れ軽し、必ずしも衆とす可からず。唯 大 事を
あげつら およ も あやまりあ うたが ゆゑ もろ とも あひわきま
論 ぶに逮びては、若し 失 有らむことを 疑ふ。故に衆と與に相 辨
ふるときは、辞 則 ち 理 を得む。

第十七条のテーマは「はかる（話し合う）」です。

「はかる」は「諮る」と書き、皆で話し合って決めることを言います。

日本書紀、古事記、祝詞などの古代文献にも「はかる」は非常に多く出てきます。

古事記や日本書紀で最も初めに出てくるのは、天照大神が天岩戸に籠ってしまわれたときに、天の安河原で神々がどうするか話し合います。また、須佐之男命を高天原から追放するかどうか決めるときも、神々で話し合いが行われます。

今でも、内閣は閣僚との合議制をとっておりますし、有識者会議へ諮問など、「はかる」ことは非常によく行われています。

株式会社でも、会社にとって大事な意思決定は取締役会へ諮ることになっていますし、さらに重要になると株主総会に諮る必要があります。

この条でも、大事なことを議論する場合は、必ず皆で議論するように言われています。

ただし、小さな事と大きな事では区別しています。

以下前半を訳します。

物事は一人で決めてはいけません、必ず皆と一緒に話し合ひましょう。小さな物事であれば軽い
ため、必ずしも皆と話し合わなくてもかまいません。

「辨ふる」は「わきまふる」と読み、第五条にもありましたが、「理解し明らかにする」という意味です。「辞」は「こと」と読み、言葉の意味です。「理」は「ことはり」と読み、もっともであること、正しいこと、道理にかなっていることをいいます。

後半を訳します。

ただ、大きな物事を話し合うと、もしかして誤りがあるのではないかと疑います。したがって、
皆と互いに理解して明らかにするときは、言葉にも正しさが生まれてきます。

まとめると、次のようになります。

「第十七条 物事は一人で決めてはいけません、必ず皆と一緒に話し合ひましょう。小さな物事
であれば軽いため、必ずしも皆と話し合わなくてもかまいません。ただ、大きな物事を話し合う
と、もしかして誤りがあるのではないかと疑います。したがって、皆と互いに理解して明らかに
するときは、言葉にも正しさが生まれてきます。」

皆で物事を話し合うと、様々な物の見方から意見が出されます。また、間違いがないようにし
ようと皆が考えることで、より一層注意して物事を見るようになり、決定に正しさが増してくる
ということを書いたのだと思います。

もちろん、議論する前提には、第一条の「やわらぎ」が必要です。やわらいだ、和やかな雰囲気
で、智慧を集め、自由に意見を出し合える場であってこそ、皆で話し合うことが生きるわけで
す。

このように、話し合うときは、一人一人少しずつ異なる考え方を持つ人が集まり、それぞれの
考え方に基づく議論が必要です。と、同時に、話を一つにまとめようという求心力、統合しよ
うとする力が必要です。個人と全体の調和が必要なのです。

こうした個人と全体の調和は、どんな職場にも求められます。今の日本でも、この十七条憲法
に基づく「教え」を積極的に取り入れていきたいものですね。

以上

令和2年11月18日

(参考文献)

黒板勝美編「訓読日本書紀 上・中・下巻」(岩波文庫、昭和19年2月)

永崎孝文「「憲法十七条」広義―“和魂”“漢才”の出あいと現代的意義」(奈良新聞社、平成28年6月)

坂本太郎ほか編「日本書紀(一)～(五)」(岩波文庫、平成6年9月)

坂本太郎「人物叢書新装版 聖徳太子」(吉川弘文館、昭和60年6月)

浅古弘ほか編「日本法制史」(青林書院、平成22年8月)

池田満編「記原書ヲシテ(上・下)」(展望社、平成18年9月)

池田満「「ホツマツタエを読み解く」日本の古代文字が語る縄文時代」(展望社、平成13年11月)